

令和5年度 第8回香取市農業委員会総会議事録

令和5年11月8日

11月8日（水）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
日程第4 議案第4号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
日程第5 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第7 報告第3号 軽微な農地改良の届出について
日程第8 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は17名で、その氏名は下記のとおり

2番	成毛和弘	3番	熱田英夫
5番	鈴木健夫	6番	山田宏一
7番	栗山雅幸	8番	石橋清勝
9番	平川君子	10番	寺島美幸
11番	海老澤武	12番	飯森孝
13番	高松多可史	14番	片野壽夫
15番	富澤克彦	16番	菅谷樹雄
17番	鵜澤幹司	18番	林藤江
19番	伊藤寛		

1. 欠席委員 2名

1番	木内恒幸	4番	芹川幹
----	------	----	-----

事務局職員出席者

事務局長	椎名正志	管理班長	嶋田静子
農地班長	越川泰克	主査	岡善子

主 查 圓 藤 大 輔

開会 午後 3時05分

事務局農地班長 議案の差替えということで説明を申し上げます。

議案第2号、7ページ、8ページと議案の第4号、こちらが26ページ、27ページ、こちらにつきましては、配付した議案書のほうは担当委員のいわゆる議席順ではなくて受付順で一応送付をしてしまいました。

今回の差替えのほうは、通常どおりの担当委員の議席順ということで、整理番号のほうは並べ替えておりますので、差替えということでよろしく申し上げます。大変失礼しました。

議長 それでは、着座にて進めていきます。

まず、本日の出席議員の確認でございますけれども、本日の出席委員は17名です。欠席委員は、1番 木内恒幸委員、4番 芹川 幹委員、2名が欠席でございます。したがって、過半数出席しておりますので、総会は成立をしております。

◎開 会

議長 ただいまから令和5年度第8回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

審議のほどよろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選出

議長 最初に、議事録署名委員の選出を最初、していきたいと思います。

議長指名とさせていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員としまして、2番 成毛和弘委員、17番 鵜澤幹司委員の2名をご指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案についてお諮りをいたします。

本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第8 報告第4号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 まず、日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。

令和5年11月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

議案書のページは1ページから6ページで、整理番号は1番から15番です。

整理番号1番は、父親の農業者年金受給継続に係る親子間による使用貸借権の再設定であります。

整理番号2番、7番、10番、13番、14番は譲受人が農業経営規模拡大や自作地に隣接して耕作利便のためなどの理由から、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号3番、4番、8番、9番、15番は譲受人が農業経営規模拡大や自作地に隣接して耕作利便のためなどの理由から、贈与により所有権移転を受けるものであります。

整理番号5番及び6番は関連案件で、お互いに耕作利便を図るため、農地の交換を行うものであります。

整理番号11番及び12番も関連案件でございます。譲受人が家庭菜園を始めるため、自宅から近く耕作利便な申請地を使用貸借権により借り受けるものであります。

以上、15件でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班班長、飯森 孝委員。

1 2 番飯森委員 議案第 1 号、去る10月26日木曜日、午後 3 時より、市役所301会議室において、第 4 班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第 3 条の案件は15件であります。

案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第 1 号の案件については、農地法第 3 条第 2 項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可は妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 議案第 1 号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

まず、議案第 1 号、整理番号13番、14番について審議をいたします。審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号13番、14番について、12番 飯森 孝委員。

1 2 番飯森委員 整理番号13番及び14番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、遠藤推進委員さんには電話にて了解を得ています。

なお、整理番号13番及び14番については、譲受人が同一であるため、一括して説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営縮小のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。申請地は、譲受人の自宅及び自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思えます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号、整理番号13番、14番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、整理番号13番、14番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第1号、整理番号13番、14番を除く13件について審議します。

担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 木内恒幸委員でございますが、本日欠席のため、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 代読させていただきます。

整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金の受給をしているため、子に使用貸借権の再設定を行うものです。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございました。

次に、整理番号2番、3番について、3番 熱田英夫委員。

3番熱田委員 整理番号2番について、遠藤推進委員と現地調査を行った結果を説明します。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。申請地は、譲受人の自宅近く、既に育苗用ハウスとして借り受けていたことから、所有権移転後も農地の有効な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断します。

以上、調査報告を終わります。

整理番号3番について、遠藤推進委員と現地調査を行った結果をご説明します。

この申請は、譲渡人が相続で取得したものの農業経営を行っておらず、市内に当該農地1筆のみの所有地であることから、処分したい意向があり、譲渡人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。申請地は、譲受人が借受地として既に耕作をしていることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号4番、5番、6番について、4番 芹川 幹委員でございますが、本日欠席のため、事務局より意見書の代読をお願いします。
事務局主査 代読させていただきます。

整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が高齢のため、後継者である子が贈与により所有権移転を受けるものです。親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号5番及び6番について関連がありますので、一括して調査結果を行った結果を説明いたします。

この申請は、お互いの耕作利便性の向上により、農業経営の合理化が図れることから、交換により所有権移転をするものです。交換する農地は作付良好な農地であり、農地交換後も同様に良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

次に、整理番号7番について、5番 鈴木健夫委員。

5番鈴木委員 整理番号7番について、鈴木 清推進員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地から近い農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号8番、9番について、7番 栗山雅幸委員。

7番栗山委員 整理番号8番について、石原推進委員と現地調査等を行った結果を説明いた

します。

この申請は、譲渡人が相続で取得したものの農業経営を行っておらず、市内に当該農地1筆のみの所有であることから処分したい意向があり、このたび農業経営規模を拡大したい意向がある譲受人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われるものと思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号9番について、石原推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人の自宅から近く、自作地とも隣接している農地を取得して規模拡大を図りたい意向があり、譲受人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われるものと思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号10番について、8番 石橋清勝委員。

8番石橋委員 整理番号10番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地から近い農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号11番、12番について、11番 海老澤 武委員。

11番海老澤委員 整理番号11番及び12番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号11番及び12番については、譲受人が同一であるため、一括して説明いたします。

この申請は、譲受人が家庭菜園を始めるに当たり、自宅近くの農地を無償で借り受ける使用貸借権の設定を行うものであります。申請地は、譲受人の自宅から近く、通作に支障がないことから、権利設定後も農地の良好な維持管理が行われるものと思われま。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 最後に、整理番号15番について、13番 高松多可史委員。

13番高松委員 整理番号15番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、細野推進委員さんには電話にて連絡してあります。

この申請は、譲渡人が相続で取得したものの自宅から遠い農地で、耕作に不便があることから、処分したい意向があり、譲受人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号、整理番号13番、14番を除く13件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、整理番号13番、14番を除く13件については、原案のとおり決定をいたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。

下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。

令和5年11月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは7ページから8ページで、整理番号は1番から5番です。

転用の目的別に概要説明をします。

整理番号1番、4番、5番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。申請地の農地区分は、いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられ、第2種農地と判断しました。

整理番号2番、転用目的は資材置場で、権利の内容は賃借権設定です。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられ、第2種農地と判断しました。

整理番号3番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第1種住居地域のため、第3種農地です。

以上、5件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班班長、飯森 孝委員。

1 2番飯森委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は5件であります。写真及び書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番について、3番 熱田英夫委員。

3番熱田委員 整理番号1番について、現地調査を行った結果を説明します。

場所については、〇〇〇の〇〇〇〇の裏手から〇側に約〇〇〇メートルくらい行ったところ、〇手になります。現在もやっぱり〇〇〇の〇〇が〇〇〇〇〇〇〇〇〇周辺です。

譲受人は、市内に所在する〇〇〇〇〇を営む法人ですが、小規模な農地のまとまりである申請地を有効活用し、〇〇〇〇以外の安定した収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。申請地は埋立て等はいりませんが、地面が緩い場合は砕石等で補強します。排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理し、また、隣接する農地との境界にフェンスを設け、営農への被害を防止します。

なお、申請地は畑と水田あるんですが、そのうちの〇〇〇〇平米については、隣接する〇〇〇〇〇〇〇の〇〇地であります。これ、〇〇〇みということで転用の同意を得ており、

資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号2番について、6番 山田宏一委員。

6番山田委員 整理番号2番について、現地調査を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇のふちにある〇の〇側にある〇〇の農地です。これのいわゆる〇〇〇〇〇〇の近くになります。

譲受人は〇〇市内の〇〇会社の〇〇で、〇〇の〇〇〇では手狭になったため、隣接地である申請地を拡大する計画です。申請地では、砕石によるかさ上げを行います。排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理します。また、隣接する農地はありません。

なお、申請地は〇〇〇〇〇などの〇〇〇ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号3番について、12番 飯森 孝委員。

12番飯森委員 整理番号3番について、高木推進委員さんと現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇線、〇〇〇〇〇〇〇から〇〇方面へ約〇〇〇メートルぐらい行きますと、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇があります。この手前を〇折し、〇〇〇の前を歩いて約〇〇〇メートル行ったところの〇側になります。

譲受人は、〇〇に住む会社員で、息子夫婦と同居することになったが、現在の住まいでは手狭であるため、申請地で専用住宅を建築する計画をしたものです。申請地では、切土や盛土は行わず、整地のみを行う予定です。排水については、雨水は敷地内浸透にて調整後に排水路へ放流、汚水、雑排水は下水道へ接続して放流します。

なお、申請地は〇〇〇〇〇などの〇〇〇ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号4番について、14番 片野壽夫委員。

14番片野委員 整理番号4番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

まず場所ですが、○○○○○線を○○方面に向かいまして、○○キロほど行きます○左手に○○○○○○○があります。その前を○手に入って、およそ○○○メートルほど行ったところにあります。

譲受人は、○○市に所在する太陽光発電事業などを営む法人で、小規模な農地のまとまりである申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものであります。

申請地では、整地のみで埋立て等はいりません。排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理し、また、隣接する農地との境界にフェンスを設け、営農への被害を防止いたします。

なお、申請地は○○○○○などの○○○ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の現実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号5番については、私の案件でございますので、議事、進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 事務局より整理番号5番について、現地調査を行った結果の説明を代読させていただきます。

場所につきましては、○○○○○線を○○方面から行きますと、○○○○○○○の○○を○折し、○○○○○○○○○○を○○方面に○キロメートルほど走ります。そこにあります○○の○○○の先○○メートルほどを○に入ります。そうしましたら、○○を上って行きまして、○○○メートルほど進んだところを○折した先にあります○○○○○○○の向かい側になります。

譲受人は、○○県○○市に所在する太陽光発電事業などを営む法人で、小規模な農地のまとまりである申請地を有効活用し、安定収入を得るため太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、切土や盛土は行わず、整地のみ行います。排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理をし、また、隣接する農地との境界にはフェンスを設け、営農への被害を防止します。

なお、申請地は○○○○○などの○○○ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の現実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。

下記のとおり農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

令和5年11月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案書のページは9ページから25ページで、整理番号は1番から48番です。

第8次農用地利用集積計画の概要につきましては、附属資料のとおりでございます。

以上、48件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている
と考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 議案第3号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参
与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

まず、議案第3号、整理番号7番、8番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番 〇〇〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号、整理番号7番、8番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号、整理番号7番、8番については、原案のとおり決定いたします。

〇〇番 〇〇〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第3号、整理番号32番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番 〇〇〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号、整理番号32番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号、整理番号32番については、原案のとおり決定いたします。

〇〇番 〇〇〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第3号の整理番号7番、8番、32番を除く45件について審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第3号の整理番号7番、8番、32番を除く45件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第3号の整理番号7番、8番、32番を除く45件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定による意見について審議を求める。

令和5年11月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは26ページから27ページです。整理番号は1番から6番です。

整理番号1番から6番は、全て農振農用区域からの除外申請であります。

事業計画別に概要説明します。

整理番号1番、2番、3番、4番、事業計画は専用住宅用地です。申請地の農地区分は、第1種農地不許可例外事由のIと診断しました。

整理番号5番、事業計画は車両置場用地です。申請地の農地区分は、第1種農地不許可例外事由のOと判断しました。

整理番号6番、事業計画は資材置場及び駐車場用地です。申請地の農地区分は、第1種農地不許可例外事由のIと判断しました。

以上、6件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班班長、飯森 孝委員。

1 2番飯森委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました香取市農業振興地域整備計画の変更に関する案件は6件であります。この内、整理番号1番から6番の6件については、写真及び書類等で審査した結果、転用可

ころの〇側です。

事業計画者は、〇〇〇〇〇〇在住の会社員で、現在は〇〇〇〇〇〇〇〇ですが、家族が増えたことにより手狭になったため、専用住宅を建築する計画です。

なお、隣接農地所有者の同意もあり、事業計画、各書類とも適切であると思われることから、特に問題はないと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号4番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇線から〇〇〇〇〇線を〇〇方面へ行き、〇〇〇〇〇〇〇〇があります。その〇〇〇〇〇〇〇〇のところの信号を〇折し、次の信号を〇折し、〇〇メートルくらい行ってすぐ〇折し、そこから〇〇メートル先をまた〇折し、〇〇メートル先の〇側になります。

事業計画者は、〇〇在住で、〇〇〇〇〇〇店を経営しています。取り扱う〇〇が増え、現在使用している〇〇〇〇〇〇〇〇が手狭になったため、〇〇〇〇〇〇〇〇を拡大する計画です。

なお、隣接農地所有者の同意もあり、事業計画、各書類とも適切であると思われることから、特に問題はないと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号5番について、13番 高松多可史委員。

1 3番高松委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明します。

なお、細野推進委員さんには電話にて連絡してあります。

場所なんですけれども、〇〇〇から〇〇方面に〇道を向かい、〇〇地区に入ると〇〇が〇つあります。その〇〇を〇〇して、〇〇〇メートル、〇〇〇メートルか〇〇〇メートル行くと、〇〇めに入る道路があります。そこを〇〇〇メートルぐらい行ったところを〇に入り、〇〇メートルぐらい入った〇側の土地です。

事業計画者は、〇〇在住で、〇〇〇〇〇〇〇〇を営んでいますが、自宅の倉庫では機材や資材が入りきらなくなり、また、トラックを駐車するスペースが無いため、資材置場と駐車場を設置する計画です。

なお、隣接農地所有者の同意もあり、事業計画、各書類とも適切であると思われることから、特に問題ないと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号6番について、17番 鵜澤幹司委員。

1 7 番鶴澤委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所ではありますが、〇〇〇〇〇〇〇より〇〇方面に向かいますと、〇つ目の〇〇を〇折、約〇キロメートル行きますと、〇側に〇〇の〇〇〇〇〇〇、〇〇〇ですか、あります。そこを〇折いたしまして、約〇〇〇メートル行った〇側にあります。

事業計画者は、〇〇〇〇〇〇市在住の会社員ですが、家業の農業を継ぐため、実家近くで専用住宅を建築する計画であります。

なお、隣接農地所有者の同意もあり、事業計画、各書類とも適切であると思われることから、特に問題はないと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号についての意見は、問題なしとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号についての意見は、問題なしとすることに決定いたします。

◎日程第5 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。

令和5年11月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は7件です。

◎日程第6 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。

下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。

令和5年11月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は40件です。

◎日程第7 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 軽微な農地改良の届出について。

下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。

令和5年11月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件です。

◎日程第8 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。

下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。

令和5年11月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は5件です。

以上、報告を申し上げます。

◎閉 会

議長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会はこれをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時55分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人